

平成29年度答申第39号
平成30年2月2日

諮問番号 平成29年度諮問第33号（平成29年11月20日諮問）
審査庁 消費者庁長官
事件名 不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）7条1項に基づく措置命令（以下「本件措置命令」という。）を受けたのに対し、これを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 法5条（1号に係る部分に限る。）は、事業者は、自己の供給する商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしてはならない旨規定する。
- (2) 法7条1項は、内閣総理大臣は、上記（1）の規定に違反する行為がある

ときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる旨規定する。

(3) 法7条2項は、内閣総理大臣は、法7条1項の規定による命令に関し、事業者がした表示が法5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる旨及び当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす旨規定する。

(4) 法33条1項は、内閣総理大臣は、法による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、健康食品通信販売等を事業内容とする会社であり、平成23年11月から、「E」を商品名とする商品（以下「本件商品」という。）の販売を開始した。

（報告書（P作成、平成28年5月9日付け））

(2) 審査請求人は、平成28年6月27日から同月30日までの間、全国に配布されたQ新聞に、①「ボンヤリ・にごった感じに！！」、②「1日1粒（目安）*30日分に納得！！」、③「60代でも衰え知らずが私の自慢！！ ようやく出会えた クリアですっきり！！」、④「クリアな毎日『アスタキサンチン』 つまり、Xの『E』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」、⑤「クリアさに納得できない毎日・・・放っておけないその悩み 40代を過ぎた頃から急激に増え始める気がする。『読書に集中できない』『パソコンや携帯の画面が・・・』などの悩みを抱える方々が、高年齢化と共に増加中と言われる。そんな悩みをケアする、天然成分アスタキサンチンにクリア感を助ける7つの栄養成分を濃縮高配合した『E』が、くもりの気にならない、鮮明な毎日へと導きます。」、⑥眼鏡をかけ、読み物をしている中高年の男性の写真とともに、「新聞・読書 楽しみたい方に▷目からウロコの実感力！！ 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？ クリアな毎日を応援します。『若い頃はもっとスッキリ、しっかりとしていたのに・・・』40代半ばを過ぎた頃から急激に衰えが始まるといわれています。Xはアスタキサンチン

とクリアな毎日との関係に早くから着目し、実感にこだわった7つの成分の濃縮配合を実現させました。多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『E』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」等と表示（以下「本件表示」という。）した本件商品の広告を掲載した。

（不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令別添写し、回答書（R社作成、平成29年6月6日付け））

- (3) 処分庁は、本件表示が法5条1号に該当する表示か否かを判断するため、平成28年12月9日、法7条2項に基づき、審査請求人に対し、同月26日を提出期限とし、本件表示について、裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。

（資料提出要求書）

- (4) 審査請求人は、平成28年12月26日、処分庁に対し、「添付資料：A」から「添付資料：D30」までの資料（以下「本件各資料」といい、各資料をそれぞれ「本件資料A」、「本件資料A及びC」などという。）を提出した。

（消表対第a号 平成28年12月9日 資料提出要求書についての回答書（同月26日付け）、回答書（処分庁作成、平成29年9月29日付け））

- (5) 処分庁は、本件資料は本件表示について裏付けとなる合理的な根拠を示す資料ではないと判断し、平成29年3月9日、本件措置命令を行った。

（不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令）

- (6) 審査請求人は、平成29年6月6日、本件措置命令を不服として、審査庁に対し、審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、平成29年11月20日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 法5条1号及び7条2項の適用構造からすれば、同項を適用する前提として、処分庁において本件表示が法5条1号の規制する「著しく優良」に当たるとの認定を行うべきであるにもかかわらず、本件措置命令ではその認定を欠いており、本件措置命令の手續に違法があることは明らかである。

- (2) 本件表示における個々の表現は、飽くまで抽象的で、あるいは主観的な内容、感情や印象を表示したものにすぎず、表示内容全体からみても目の症状を改善する効果が得られるかのように示した表示とはいいい難い。
- (3) そもそも、商品である以上、何がしかの効果、性能を表現するのは当然であり、それが違法とされない範囲で商品特性の理解を求めることが広告技術であって、処分庁が本件措置命令において指摘した本件商品の本件表示は、健康食品としていずれも常識的な表現にとどまっており、社会一般に許容される程度を超えているとはいいい難い。
- (4) したがって、本件措置命令は、法の規制する「著しく優良」である旨の表示をしていない広告表現に対し、法違反であるとしてされたものであるから、違法かつ不当である。

(審査請求書、弁明書、反論書、回答書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 商品・サービスの効果・性能に関する表示であって、当該商品・サービスの内容について、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良との認識を与えるようなものとして、処分庁から法7条2項に基づく資料の提出の求めを受けた事業者は、法5条1号に該当するおそれがない場合を除き、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料が提出されていないときには、当該表示が同号に該当する優良誤認表示とみなされることとなり、本件措置命令の前提として、処分庁において本件表示が「著しく優良」(同号)であることを認定すべきとする審査請求人の主張は認められない。
- 2 本件表示の内容は、単に本件商品の使用に伴う主観的内容又は抽象的内容にとどまらず、一般消費者にとって、目の症状の改善効果という点において本件商品の選択に際しての重要な判断基準となっており、また、本件商品の利用により目の症状を改善する効果又は性能といった具体的かつ著しい便益が表示されているものであり、本件商品の内容について、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良との認識を与えるようなものといえる。
- 3 審査請求人が合理的な根拠を示すものとして提出した本件各資料のうち、本件資料D2及びD9については、本件商品の含有成分に関して、人に対する効果効果の検証結果を行った文献と認められるが、本件商品において想定されている摂取態様と当該文献における試験条件とは、摂取量の差異、摂取者の属性

(被験者の年齢構成等)の差異が認められることから、少なくとも、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応しているとはいえない。その他の資料についても、合理的な根拠としての要件を満たしているとはいえず、本件各資料は裏付けとなる合理的な根拠を示す資料には該当しない。

(諮問説明書、審理員意見書、弁明書、回答書)

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

(1) 本件表示は、法5条1号により禁止される表示となり得るか

ア 法5条1号は、商品等の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示す等の表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止している。

この規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の適正な商品等の選択を確保することを目的として行われるものであるから、「実際のものよりも著しく優良である」と示す表示に該当するかどうかは、一般消費者が表示内容全体から受ける印象・認識を基準として判断されるべきものである。

そして、商品の内容に関する表示が法5条1号に該当するためには、表示が商品の優良性を強調するものであること、表示された優良性が実際の商品の内容より著しい優良性であること、表示された優良性が一般消費者が商品を選択する誘引となる必要があるということが出来る。

イ 上記第1の3(事案の経緯)のとおり、処分庁が法5条1号により禁止される表示に該当するとした本件表示の内容は以下のとおりである。

- ①「ボンヤリ・にごった感じに！！」
- ②「1日1粒(目安)*30日分に納得！！」
- ③「60代でも衰え知らずが私の自慢！！　ようやく出会えたクリアですっきり！！」
- ④「クリアな毎日に『アスタキサンチン』　つまり、Xの『E』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」

⑤「クリアさに納得できない毎日・・・放っておけないその悩み 40代を過ぎた頃から急激に増え始める気がかり。『読書に集中できない』『パソコンや携帯の画面が・・・』などの悩みを抱える方々が、高年齢化と共に増加中と言われる。そんな悩みをケアする、天然成分アスタキサンチンにクリア感を助ける7つの栄養成分を濃縮高配合した『E』が、くもりの気にならない、鮮明な毎日へと導きます。」

⑥眼鏡をかけ、読み物をしている中高年の男性の写真とともに、「新聞・読書 楽しみたい方に▷目からウロコの実感力！！ 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？ クリアな毎日を応援します。『若い頃はもっとスッキリ、しっかりとしていたのに・・・』40代半ばを過ぎた頃から急激に衰えが始まるといわれています。Xはアスタキサンチンとクリアな毎日との関係に早くから着目し、実感にこだわった7つの成分の濃縮配合を実現させました。多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『E』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」

等

ウ 一般消費者が、上記イの①から⑥までの表示の内容全体から受ける印象・認識は、「ボンヤリ・にごった感じ」という目の見え方が不良である状態が、本件商品の使用によって、「クリアでスッキリ」「スッキリ・クリアな毎日」「くもりの気にならない、鮮明な毎日」「爽快なクリア感」という目の見え方が良好な状態になる、40代以降に急激に増え始める悩みであるとされる読書等で目を使う際に生じる視覚の不良感の悩みが、本件商品の1日1粒目安の摂取によって、視覚が良好な状態に大きく改善されるというものと認められる。

したがって、本件表示は、本件商品の優良品性を強調するものであり、表示された優良品性は一般消費者が本件商品を選択する誘引となり得るに十分である。

エ 審査請求人は、本件表示内容における個々の表現は、飽くまで抽象的で、主観的な内容、感情や印象を表示したものにすぎず、表示内容全体からみても目の症状を改善する効果が得られるかのように示した表示とはいいい難いと主張しているが、「ボンヤリ・にごった感じ」や「クリアですっきり」「くもりの気にならない」「爽快なクリア感」といった個々の表現自体が

抽象的・主観的な表現であるとしても、これらが目の見え方として使われている表現であることは明らかであり、本件表示は、読書等の際に生じる視覚の不良感が本件商品の使用によって視覚が良好な状態に改善するという具体的なイメージを一般消費者に持たせるものと認められるから、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 本件表示は、実際のものよりも著しく優良であると示した表示か

ア 上記(1)ア記載のとおり、商品の内容に関する表示が法5条1号に該当するためには、表示された優良性が実際の商品の内容よりも著しい優良性であることが必要である。

事業者がした表示が法5条1号に該当するとして法7条1項の措置命令を行うためには、本来、処分庁が、当該表示が「実際のものよりも著しく優良である」ことを立証しなければならないところ、法7条2項は、処分庁が、当該表示が「実際のものよりも著しく優良である」表示に該当するか判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるとし、当該事業者がかかる資料を提出しないときは、法5条1号に該当する表示とみなすとしている。

イ 審査請求人は、本件措置命令は、「著しく優良」な表示であることの認定を欠いたまま、法7条2項を適用して資料の提出を求めており、手続に違法がある旨主張しているが、上記(1)記載のとおり、本件表示は、本件商品の優良性を強調する表示であって、表示された優良性は一般消費者が本件商品を選択する誘引となるものであるから、法5条1号に該当し得る表示であり、処分庁において、実際のものよりも著しく優良である表示であるか判断するために必要があると認めて、審査請求人に対して資料の提出を求めたものであって、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 本件各資料は、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料といえるか

ア 審査請求人は、法7条2項によって資料の提出を求められる場合に該当しないとしているものの、処分庁による資料提出要求後、その提出期限までに本件各資料を提出しているため、これらが本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料といえるかどうか検討する。

イ 「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」とは、実際の商品が、

表示された優良性を有していることを裏付ける合理的な根拠を示す資料である。

本件表示の意味内容は、「ボンヤリ・にごった感じ」という目の見え方が不良である状態が、本件商品の使用によって、「クリアでスッキリ」「スッキリ・クリアな毎日」「くもりの気にならない、鮮明な毎日」「爽快なクリア感」という目の見え方が良好な状態になる、40代以降に急激に増え始める悩みであるとされる読書等で目を使う際に生じる視覚の不良感の悩みが、本件商品の1日1粒目安の摂取によって、視覚が良好な状態に大きく改善されるというものであるから、その「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」といえるためには、実際の商品が、かかる効果があることを合理的な根拠をもって示すものでなければならない。

実際の商品と同じものによって、表示された効果がもたらされることを客観的に実証したものの、本件に即していえば、本件商品を人、とりわけ視覚に不良感を感じる中高年層の人が、「目安」として表示された1日1粒を摂取した場合に、視覚が良好な状態に大きく改善されるという効果がもたらされることを客観的な方法によって明らかにしたものであれば、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料ということができる。

消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」（以下「運用指針」という。）では、上記合理的な根拠の判断基準として、提出資料が客観的に実証された内容のものであること（試験・調査によって得られた結果及び専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するものとしている。）、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることの2つを要件として掲げているが、判断基準として適切なものといえる。

ウ 本件資料AからCまでの合理性について

本件各資料のうち、本件資料AからCまでの各資料は、本件商品の購入者に対する取材概要、購入者からの意見、厚生労働省が実施した国民生活基礎調査の結果、リピート率の分析結果等である。

運用指針の内容を踏まえると、商品を購入した消費者の体験談や意見が、表示の裏付けとなる合理的な根拠となり得るためには、統計的客観性が十分に確保されている必要があり、無作為抽出法で相当数のサンプルを抽出し、体験談や意見の収集に当たって作為・恣意が加わらないようにして行われたものでなければならないと考えられるところ、本件資料AからCま

での資料にはかかる統計的客観性が十分に確保されていると認めるに足りる根拠はない。

エ 本件資料D 2 及びD 9 を除く本件資料D 1 からD 3 0 までの合理性について

これらの資料は、本件商品の含有成分であるアスタキサンチン、ビルベリー、ルテイン、イチョウ葉、DHA等の性質、効果等に関する解説、本件商品の含有成分について動物を用いた各種検査結果等である。

これらは、本件商品を人に対して用いた試験・調査結果でもなく、本件商品に表示された効果があることを示すものではない。

オ 本件資料D 2 及びD 9 の合理性について

本件資料D 2 は、本件商品の含有成分であるアスタキサンチンに関し、本件資料D 9 は、本件商品の含有成分であるアントシアニンに関し、それぞれ人に対する効能を検証した試験結果である。

しかしながら、本件資料D 2 及びD 9 における試験に使用された上記成分と本件商品の含有成分の量が全く異なるものであること、本件資料D 2 における試験対象者は平均年齢2 4 . 6 歳の1 0 名、本件資料D 9 における試験対象者は平均年齢3 2 . 6 歳の2 0 名であること等、摂取量、摂取者の年齢構成等の試験条件が本件商品の使用態様と大きく異なるものと認められ、これらの資料をもって、表示の裏付けとなる合理的な資料ということとはできない。

カ 審査庁は、本件各資料につき、上記イの運用指針の2つの要件を満たすかどうか検討し、いずれも要件を満たすものではないとして、法7条2項に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」には該当しないと判断しており、その判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件措置命令が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一